

平成23年度臨時總會議案書

と き 平成24年3月26日（月）

ところ 福岡市博多区千代1丁目20番31号
ホテルレガロ福岡 ローズルーム

社団法人 福岡県畜産協会

福岡市博多区千代4丁目1番27号
（福岡県自治会館内）

臨時総会次第

- 1 開 会
- 2 会長挨拶
- 3 議長選出
- 4 議事録署名人及び書記指名
- 5 議 事
- 6 閉 会

臨時総会議案

- 第1号議案 平成24年度社団法人福岡県畜産協会事業計画（案）及び収支予算（案）並びに会費の賦課（案）及び徴収時期承認に関する件
（付帯決議） 年度中の事業計画及び収支予算を一部変更する場合は会長に一任する
- 第2号議案 資金預入銀行指定承認に関する件
- 第3号議案 運用資金借入最高限度額並びに借入先金融機関決定承認に関する件
- 第4号議案 公益社団法人への移行認定に関する件
- 第5号議案 定款変更（案）承認に関する件
（付帯決議） この臨時総会において議決された事項で関係行政庁から変更又は修正の指示を受けたとき、これに基づく修正は基本的事項について、変更のない限り会長に一任する。
- 第6号議案 役員退任慰労金（案）に関する件

総会に対する会長の提出書

社団法人福岡県畜産協会定款第22条の規定により第24年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の事業計画及び収支予算、会費賦課及び徴収時期、資金預入銀行指定承認、運用資金借入最高限度額及び借入先金融機関決定承認、公益社団法人への移行認定、定款の変更並びに役員退任慰労金に関する件を別紙のとおり提出します。

平成24年3月26日

社団法人 福岡県畜産協会
会長 藏内 勇夫

第1号議案

平成24年度事業計画（案）及び収支予算（案）
並びに会費賦課（案）及び徴収時期承認に関する件

(付帯決議)

年度中の事業計画及び収支予算を一部変更する場合は会長に一任する

別紙のとおり提出します。

平成24年度事業計画（案）

〔方針〕

我が国の景気は東日本大震災、原発事後に伴う放射能汚染問題など先が見通せない中、ギリシャをはじめとする欧州金融危機、円高に伴う株安など厳しい状況が続いています。2月に発表されたGDP（10～12月）は年率換算2.3%の減となりました。一方で、震災からの復興需要が本格化するのに伴い緩やかに回復に向かうものと思われれます。

畜産を巡る情勢は飼料価格が1月～3月期、トウモロコシの生産見通しが高水準だったこと、穀物市場から投機資金が後退したことなどから、トン当たり2,300円の値下がりになったものの、56,350円と高値安定で推移しており、畜産物価格は景気の低迷と相まって値下がりし厳しい状況にあります。

また、昨年、一昨年発生した高病原性鳥インフルエンザ、口蹄疫の発生は見られませんが、近隣の中国、台湾、韓国での発生が報告されており、飼養衛生管理基準を遵守し、農場での消毒の徹底、野鳥対策として防鳥ネットの点検など防疫対策の強化が重要となっています。

一方、昨年11月、国はAPEC会議を前にTPP（環太平洋戦略的経済連携協定）への参加にむけ協議にはいることを表明し、米国を始め関係国との検討に入りました。これまで、WTO農業交渉やEPA（経済連携協定）、FTA（自由貿易協定）などの国際交渉が進められてきましたが、今回は農業（畜産）のみならず多くの分野で逼迫した展開が予想され、今年は正念場と思います。

協会の組織問題として、公益法人制度改革を進めるなかで移行期日が迫っており、適切な対応が求められます。

このように、内外ともに乗り越えなければならない多くの課題に直面しており、国、県の指導の下、現在、見直し中の「福岡県農業・農村振興基本計画」に基づき、生産対策、経営安定対策、家畜衛生対策等の各般にわたる業務を推進し、生産者の経営体質の強化と所得確保を図るとともに、消費者に安全・安心な畜産物を安定的に提供し、地域経済の発展、活性化に努めて参ります。

また、TPP問題を始め畜産情勢は予断を許さない状況の中、会員の負託に応えるため、畜政活動にも鋭意取り組んで参ります。

〔事業計画〕

I 畜産の経営及び生産技術の支援・指導並びに畜産に対する理解醸成のための事業

1 畜産経営指導推進対策事業

畜産経営体自らの経営改善への取り組みを支援し、経営管理技術の革新、高度化に対応した国際競争力のある先進的経営の育成を図る。

このため、関係機関、団体が一体となった指導体制を整備し、相互の協力のもと、個々の経営水準、実態に即した経営診断分析を実施するとともに、畜産経営の集団活動を促し地域的な経営改善の取り組み、低コスト化等を推進することにより、生産性の高い畜産経営の実現に努める。

2 畜産振興補助事業

県の指導機関で構成されるコンサルタント団とともに、農家の技術指導及び経営指導を主導的に実施する。

また、畜産指導団体の中核としての機能を果たすため、中央・地方行政機関及び関係団体等と密接な連携のもとに、必要な調査情報交換、講習会、研究会の開催等を実施する。

更には、馬事畜産振興のための支援と畜産・畜産物の普及・啓発を図るとともに、消費者等への情報発信等を行い、畜産物に対する相互理解に努める。

3 貸付事業指導等事業

(財)畜産近代化リース協会よりふくおか県酪農業協同組合等を介して生産農家へ貸し付けされた、飼料の生産利用、家畜家きんの飼養管理、家畜畜産物の流通、その他の畜産振興のために必要な器具・機械の貸付確認及び適正な利用管理状況についての技術指導並びに経営指導を実施する。

4 畜産特別資金推進指導事業

畜産経営は素畜費、飼料費等の運転資金、設備投資資金など多額の資金を必要とし、その回収に時間を要するとともに、経営・技術面における不断の改善が求められる。

このため、畜産特別資金融通の円滑な実施を図るため県支援協議会を開催し、融資機関への指導助言を行うとともに、畜産特別資金借受農家に対し、行政、関係機関と協力し、借受者の経営状況を把握し、経営分析に基づく指導を実施する。

5 褐毛和種生産費調査

特定品種（褐毛和種等）の生産指標が無いため、生産原価、経営状況等の調査を行い褐毛和種肥育農家の経営改善に資する。

6 畜産関係団体調整機能強化事業

畜産をめぐる厳しい内外環境に対処するためには、地域の特性と地域の畜産の実態に即した関係団体の組織的活動が重要である。このため、畜産生産者の相互連携の体制強化を図り、仲間づくりを推進している。「畜産女性いきいきネットワーク・福岡」の支援を行う。

II 国等の補助事業を通じて、経営の安定と国民生活に不可欠な畜産物の安定供給に資する事業

1 肉用子牛生産者補給金制度

肉用子牛生産安定等特別措置法に基づき、肉用子牛の平均売買価格が保証基準価格を下回った場合に肉用子牛の生産者に対して補給金を交付し、肉用子牛の生産安定を図る。

2 肉用子牛生産者補給金制度運営体制整備強化事業

(1) 肉用子牛生産者補給金制度運営適正化事業

肉用子牛生産者補給金制度の適正かつ円滑な実施体制の確保を図るとともに、肉用子牛生産者補給金の交付金事務処理の高度化に資する。

(2) 指定協会運営体制支援事業

近年の市中金利の低下に伴い、運営特別基金の運用益が著しく減少し、協会の運営が厳しいことから本事業による支援により、運営体制の強化を図る。

3 肉用牛繁殖経営支援事業

肉用子牛生産者補給金制度を補完し、四半期毎の平均売買価格が発動基準を下回った場合、その差額の一部を交付金として交付することにより、繁殖経営の所得を確保し肉用牛繁殖経営基盤の安定を図る。

4 肉用牛肥育経営安定特別対策事業

肉用牛肥育経営の収益性が悪化した場合に、生産者が積み立てた積立金と独立行政法人農畜産業振興機構の補助により造成した基金から、肥育牛生産者に対して、粗収益と生産費との差額の8割を補てんすることにより肉用牛肥育経営の安定を図る。

5 養豚経営安定対策事業に係る委託業務（周知業務）

（独）農畜産業振興機構が実施する養豚経営安定対策事業は、枝肉価格が生産コストに相当する保証基準価格を下回った場合に、養豚事業者に対して、その差額の8割を補填するものである。養豚経営の安定を図るこの事業を養豚事業者等に周知するとともに、適正かつ円滑な事業実施のために助言及び支援を行う。

6 肉用牛経営安定対策補完事業

肉用牛生産は小規模・高齢者層などの離農により、生産基盤が脆弱化しているため、中核的担い手の育成等、今後の肉用牛生産基盤の安定を図る取り組みに対し補助することとし、もって肉用牛生産の振興、農地保全、食肉の安定供給の確保に資する。

7 みつ源及び花粉交配実態調査事業

みつばちの転飼を円滑に推進し、養蜂の振興を図るため、みつ源及び花粉交配の実態を調査する。

III 国民生活の安全・安心に資する家畜衛生対策等の推進に関する事業

1 家畜伝染性疾病発生予防事業（予防接種事業）

（1）補助対象疾病対策

「家畜生産農場清浄化支援対策事業」の中の疾病発生・流行防止支援対策として予防接種を実施する。

（2）一般疾病対策

本協会の独自事業として牛関係12、豚関係13、鶏関係2の伝染性疾病の予防接種を実施する。

2 家畜生産農場清浄化支援対策事業

生産農場における疾病の清浄化・組織的な取り組みによる疾病の流行防止・家畜防疫の実施の円滑化を図るため事業を実施する。

3 家畜防疫互助基金造成等支援事業

（1）家畜防疫互助等推進事業

牛・豚の飼養農家において、豚コレラ、アフリカ豚コレラ、口蹄疫、牛疫、牛肺

疫の5つの特定疾病が万一発生した場合、飼養する家畜の淘汰に伴う損失を生産者等が互助補償する仕組みについて、その趣旨、事業内容の周知を図り、加入を促進する。

(2) 家畜防疫互助事業

畜産協会と家畜防疫互助金交付契約を締結した牛又は豚の生産者（飼養農家）に対し、交付対象疾病が発生した場合、畜産経営における影響を緩和し、経営再開を支援するため、交付契約に基づく互助金を交付する。

4 死亡牛緊急検査処理円滑化推進事業

(1) 死亡牛検査処理安定化対策

死亡牛の円滑かつ適正な処理を推進するとともに、BSE検査を円滑に実施するため、県内で死亡した牛の所有者に対し、その発生場所から化製場等までの適正な管理・輸送に係る経費及び死亡牛の適正な処理に係る経費を補助する。

(補助対象は24か月齢以上の死亡牛のみ)

月 齢	計画頭数	輸送費補助額	処理経費補助額
24か月齢以上	1,200頭	3,000円/頭	7,500円/頭

(2) 事業推進対策

事業の円滑な推進を図るため、県、生産者団体、化製業者等からなる協議会を設置し、死亡牛の収集、輸送、処理及びBSE検査の円滑な実施を検討するとともに、生産者、関係団体等に対する事業の普及及び指導、事業対象農家等のデータ管理、関係団体等との連絡調整等を行う。

5 馬飼養衛生管理特別対策事業

競走馬以外の馬の飼養衛生管理体制の総合的な整備を図るため、地域における馬の飼養状況、衛生管理状況等の基礎調査を実施する。また、講習会を開催し、馬飼養者及び関係獣医師の飼養衛生管理に関する知識の普及・啓発を図るものとする。

6 組織強化対策事業

自衛防疫を推進する中で獣医師の役割は大きく、産業動物診療獣医師を対象に畜産農家を指導する上で、必要な技術講習会を行い自衛防疫思想の普及啓発を図る。

7 消費・安全対策交付金交付事業（家畜衛生対策事業）

家畜防疫の円滑な実施を図るため、協会等が行う自衛防疫事業の実施要望等の把握を行う。

また、自衛防疫事業の適切な実施を図るために指定した獣医師との打ち合わせ会議及び協会の会員等をもつて構成する自衛防疫推進協議会を地域段階で開催するとともに、畜産経営者及び獣医師向けに「家畜衛生だより」等を作成し各種家畜衛生情報の広報を行う。

8 JAS法に基づく登録認定機関の登録と地鶏肉の生産行程管理者認定業務

特定JAS登録認定機関として、地鶏肉「はかた地どり」の生産行程管理者の認定に係る業務を行う。

9 安全安心な畜産物の生産支援対策事業

安全安心な畜産物を生産するため、予防注射を徹底することにより、疾病発生を防止し、抗菌剤の使用を減らした健康な家畜の生産に寄与する。

(1) 予防接種促進（農家負担軽減）

牛の呼吸器病5種混合・6種混合ワクチン及び炭疽ワクチンについて助成

(2) 事業推進のための往診料の助成

1,100円/回以内（1日の技術料12,850円未満の場合に助成）

IV その他

1 和牛登録事業

（社）全国和牛登録協会の委託を受けて、和牛（黒毛和種）の血統等を証明するため子牛登記、基本登録、遺伝子検査等の業務を行う。

（単位：名、頭）

畜種	登録・登記の種類	予定数
黒毛和種	会員	150
	基本登録	250
	子牛登記	1,800

収支予算書(案)

平成24年 4月 1日から平成25年 3月31日まで

(単位:円)

科 目	予算額	前年度予算額	増 減
I 事業活動収支の部			
1. 事業活動収入			
特定資産運用収入	[1,924,000]	[2,394,000]	[△ 470,000]
運営特別基金利息収入	1,712,000	2,068,000	△ 356,000
運営基盤強化基金利息収入	212,000	326,000	△ 114,000
基金その他の収入	[170,000]	[169,300]	[700]
基金(肥育安定基金)受取利息収入	135,000	129,100	5,900
機構受取利息(肉豚基金)	0	1,100	△ 1,100
県受取利息収入	15,000	19,000	△ 4,000
生産者受取利息収入	5,000	11,100	△ 6,100
基金受取利息収入	15,000	9,000	6,000
会費収入	[12,284,000]	[12,374,000]	[△ 90,000]
会費収入	12,284,000	12,374,000	△ 90,000
事業収入	[68,571,000]	[70,611,500]	[△ 2,040,500]
県委託金収入	1,892,000	1,892,000	0
団体委託金収入	1,712,000	4,147,200	△ 2,435,200
登録事業収入	9,710,000	9,710,000	0
衛生指導事業収入	48,641,000	48,641,000	0
書籍等販売収入	10,000	20,000	△ 10,000
管理受託金収入	500,000	500,000	0
登録認定業務収入	260,000	260,000	0
マル緊事業手数料収入	4,497,000	3,833,700	663,300
肉用子牛事業手数料収入	792,000	868,000	△ 76,000
養豚経営安定対策委託事業(機構周知)収入	423,000	739,600	△ 316,600
養豚事業負担金収入	134,000	0	134,000
補助金等収入	[78,058,000]	[80,035,900]	[△ 1,977,900]
国補助金収入	18,017,000	20,656,000	△ 2,639,000
県補助金収入	25,628,000	25,473,100	154,900
地方競馬全国協会補助金	9,156,000	9,156,000	0
中央畜産会補助金	3,633,000	3,633,000	0
農畜産業振興機構補助金	21,624,000	21,117,800	506,200
負担金収入	[0]	[134,000]	[△ 134,000]
負担金収入	0	134,000	△ 134,000
雑収入	[451,000]	[709,000]	[△ 258,000]
受取利息収入	48,000	56,000	△ 8,000
雑収入	262,000	512,000	△ 250,000
受取配当金収入	141,000	141,000	0
一般会計からの繰入金収入	[212,000]	[326,000]	[△ 114,000]
基盤強化基金利息を繰入金収入	212,000	326,000	△ 114,000
運営特別基金からの繰入金収入	[1,712,000]	[2,109,000]	[△ 397,000]
運営特別基金利息からの繰入金収入	1,712,000	2,109,000	△ 397,000
基金補助金収入	[608,788,000]	[673,846,100]	[△ 65,058,100]
機構生産者積立金補助金収入	11,398,000	11,991,000	△ 593,000
肥育安定基金設置補助金収入	597,390,000	653,012,400	△ 55,622,400
養豚地域基金機構補助金収入	0	8,842,700	△ 8,842,700
補給金収入	[29,301,000]	[32,406,000]	[△ 3,105,000]
機構生産者補給交付金収入	29,301,000	32,406,000	△ 3,105,000
積立金収入	[199,193,000]	[226,578,500]	[△ 27,385,500]
生産者積立金収入(肉豚)	0	8,842,700	△ 8,842,700
生産者積立金収入(子牛)	63,000	65,000	△ 2,000
肥育安定基金生産者積立金収入	199,130,000	217,670,800	△ 18,540,800

科 目	予算額	前年度予算額	増 減
繰 入 金 収 入	[11,335,000]	[11,925,000]	[△ 590,000]
生産者積立準備金より繰入金収入	5,636,000	5,930,000	△ 294,000
県生産者積立準備金より繰入金収入	5,699,000	5,995,000	△ 296,000
事業活動収入計	1,011,999,000	1,113,618,300	△ 101,619,300
2. 事業活動支出			
事 業 費 支 出	[147,568,000]	[155,140,200]	[△ 7,572,200]
役 員 報 酬	6,400,000	7,087,700	△ 687,700
給 料 手 当	48,382,000	50,526,200	△ 2,144,200
福 利 厚 生 費	5,710,000	6,486,900	△ 776,900
賃 務 費	3,308,200	4,119,100	△ 810,900
役 会 務 費	650,000	654,700	△ 4,700
旅 費 交 通 費	812,000	946,500	△ 134,500
通 信 運 搬 費	3,291,000	3,676,400	△ 385,400
材 料 費 ・ 技 術 料	2,289,400	2,628,300	△ 338,900
研 修 費	47,481,000	47,481,600	△ 600
消 耗 品 費	366,000	266,000	100,000
印 刷 製 本 費	809,400	876,800	△ 67,400
賃 借 料	1,384,000	1,743,000	△ 359,000
保 険 料	1,753,000	2,502,300	△ 749,300
保 守 料	51,000	51,000	0
保 料	45,000	45,000	0
函 書 資 料 費	15,000	867,000	△ 852,000
諸 租 税 公 課 金	30,000	180,000	△ 150,000
上 部 団 体 納 付 金	1,093,000	1,496,100	△ 403,100
負 担 金 支 出	3,675,000	3,768,000	△ 93,000
書 籍 仕 入	30,000	37,000	△ 7,000
助 成 金 支 出	8,000	10,000	△ 2,000
補 助 金 支 出	886,000	999,100	△ 113,100
調 査 委 託 集 計 費	14,939,000	13,953,500	985,500
委 託 費	0	378,000	△ 378,000
渉 外 費	1,133,000	1,207,200	△ 74,200
個 体 識 別 等 技 術 料	21,000	27,000	△ 6,000
光 熱 水 料 費	2,942,000	3,048,800	△ 106,800
雑 費	44,000	55,000	△ 11,000
基 金 補 助 事 業 費 支 出	20,000	22,000	△ 2,000
生 産 者 補 給 金 支 出	[1,034,721,000]	[786,771,400]	[247,949,600]
機 構 生 産 者 補 給 金 支 出	120,000	134,000	△ 14,000
養 豚 補 て ん 金 支 出	29,301,000	32,406,000	△ 3,105,000
肥 育 安 定 基 金 生 産 者 補 て ん 金 支 出	0	12,510,500	△ 12,510,500
優 良 繁 殖 雌 牛 更 新 促 進 事 業 基 金 補 助 金 支 出	1,005,300,000	739,720,900	265,579,100
基 金 ・ 積 立 金 等 返 戻 支 出	0	2,000,000	△ 2,000,000
運 営 基 盤 強 化 基 金 返 戻 金 支 出	[50,000,000]	[35,270,600]	[14,729,400]
養 豚 地 域 基 金 返 戻 支 出	50,000,000	0	50,000,000
優 良 繁 殖 雌 牛 更 新 促 進 事 業 基 金 返 戻 支 出	0	32,398,400	△ 32,398,400
管 理 費 支 出	0	2,872,200	△ 2,872,200
役 員 報 酬	[34,726,000]	[17,964,500]	[16,761,500]
給 料 手 当	1,803,000	1,400,000	403,000
賃 務 費	4,089,000	3,757,000	332,000
退 職 給 付 費 用	70,000	206,000	△ 136,000
役 員 退 任 慰 勞 金	14,230,000	0	14,230,000
福 利 厚 生 費	40,000	153,000	△ 113,000
会 議 費	3,171,000	2,719,000	452,000
	850,000	850,000	0

科 目	予算額	前年度予算額	増 減
旅 費 交 通 費	700,000	950,000	△ 250,000
通 信 運 搬 費	362,000	200,000	162,000
研 修 費	20,000	20,000	0
渉 外 費	350,000	350,000	0
消 耗 品 費	250,000	250,000	0
修 繕 費	20,000	20,000	0
印 刷 製 本 費	532,000	350,000	182,000
図 書 資 料 費	1,052,000	200,000	852,000
光 熱 水 料 費	350,000	350,000	0
賃 借 料 費	4,247,000	3,600,000	647,000
保 守 料 費	500,000	500,000	0
租 税 公 課	80,000	80,000	0
負 担 金 支 出	1,151,000	1,151,000	0
委 託 費	450,000	450,000	0
雑 費	300,000	300,000	0
シ ス テ ム 導 入 費	32,000	31,500	500
褒 賞 ・ 奨 励 費	77,000	77,000	0
事 業 会 計 へ の 繰 入 金 支 出	[212,000]	[326,000]	[△ 114,000]
基 盤 強 化 基 金 利 息 を 繰 入 金 支 出	212,000	326,000	△ 114,000
普 通 財 産 へ の 繰 入 金 支 出	[1,712,000]	[2,109,000]	[△ 397,000]
繰 入 金 支 出	[11,335,000]	[11,925,000]	[△ 590,000]
生 産 者 積 立 金 繰 入 金 支 出	5,636,000	5,930,000	△ 294,000
県 生 産 者 積 立 金 繰 入 金 支 出	5,699,000	5,995,000	△ 296,000
事業活動支出計	1,280,274,000	1,009,506,700	270,767,300
事業活動収支差額	△ 268,275,000	104,111,600	△ 372,386,600
II 投資活動収支の部			
1. 投資活動収入			
特 定 預 金 取 崩 収 入	[101,945,000]	[35,208,000]	[66,737,000]
運 営 基 盤 強 化 基 金 預 金 取 崩 収 入	50,000,000	21,530,000	28,470,000
運 営 特 別 基 金 預 金 取 崩 収 入	765,000	819,000	△ 54,000
運 営 特 別 基 金 引 当 預 金 取 崩 収 入	34,450,000	10,000,000	24,450,000
退 職 給 付 引 当 預 金 取 崩 収 入	14,230,000	0	14,230,000
減 価 償 却 引 当 預 金 取 崩 収 入	0	2,859,000	△ 2,859,000
事 故 補 償 引 当 預 金 取 崩 収 入	2,500,000	0	2,500,000
出 資 金 回 収 収 入	[60,000]	[60,000]	[0]
回 転 出 資 金 回 収 収 入	60,000	60,000	0
積 立 金 預 金 取 崩 収 入	[1,016,755,000]	[801,688,900]	[215,066,100]
生 産 者 積 立 預 金 取 崩 収 入	120,000	134,000	△ 14,000
生 産 者 積 立 準 備 預 金 取 崩 収 入	11,335,000	11,925,000	△ 590,000
養 豚 地 域 基 金 取 崩 収 入	0	44,906,600	△ 44,906,600
肥 育 安 定 基 金 預 金 取 崩 収 入	1,005,300,000	739,720,900	265,579,100
優 良 繁 殖 雌 牛 更 新 促 進 事 業 基 金 取 崩 収 入	0	5,002,400	△ 5,002,400
投資活動収入計	1,118,760,000	836,956,900	281,803,100
2. 投資活動支出			
特 定 資 産 取 得 支 出	[37,629,000]	[35,252,000]	[2,377,000]
運 営 基 盤 強 化 基 金 預 金 取 得 支 出	0	21,530,000	△ 21,530,000
運 営 特 別 基 金 預 金 取 得 支 出	765,000	778,000	△ 13,000
運 営 特 別 引 当 預 金 取 得 支 出	34,450,000	10,000,000	24,450,000
退 職 給 付 引 当 預 金 取 得 支 出	2,414,000	2,944,000	△ 530,000
固 定 資 産 取 得 支 出	[40,000]	[40,000]	[0]
回 転 出 資 金 取 得 支 出	40,000	40,000	0
積 立 預 金 支 出	[819,486,000]	[912,517,600]	[△ 93,031,600]
生 産 者 積 立 預 金 支 出	22,809,000	23,988,000	△ 1,179,000

科 目	予算額	前年度予算額	増 減
生産者積立準備金預金支出	20,000	29,000	△ 9,000
特別の積立預金支出	1,000	1,000	0
償還円滑化積立預金支出	1,000	1,000	0
肥育安定基金預り金預金支出	796,655,000	870,812,300	△ 74,157,300
養豚地域基金預金支出	0	17,685,300	△ 17,685,300
優良繁殖雌牛更新促進事業基金預金支出	0	1,000	△ 1,000
投資活動支出計	857,155,000	947,809,600	△ 90,654,600
投資活動収支差額	261,605,000	△ 110,852,700	372,457,700
Ⅲ 財務活動収支の部			
1. 財務活動収入			
互助基金預り金収入	[10,557,000]	[5,512,300]	[5,044,700]
家畜防疫互助基金預り金収入	10,557,000	5,512,300	5,044,700
互助基金預り金返戻金収入	[5,473,000]	[0]	[5,473,000]
家畜防疫互助基金預り金返戻収入	5,473,000	0	5,473,000
財務活動収入計	16,030,000	5,512,300	10,517,700
2. 財務活動支出			
互助基金預り金支出	[10,557,000]	[5,512,300]	[5,044,700]
家畜防疫互助基金預り金支出	10,557,000	5,512,300	5,044,700
互助基金預り金返戻金支出	[5,473,000]	[0]	[5,473,000]
家畜防疫互助基金預り金返戻支出	5,473,000	0	5,473,000
財務活動支出計	16,030,000	5,512,300	10,517,700
財務活動収支差額	0	0	0
当期収支差額	△ 6,670,000	△ 6,741,100	71,100
前期繰越収支差額	110,663,265	117,404,365	△ 6,741,100
次期繰越収支差額	103,993,265	110,663,265	△ 6,670,000

参考	収入予算額計	2,146,789,000	1,956,087,500	190,701,500
	支出予算額計	2,153,459,000	1,962,828,600	190,630,400

収支予算書(案)

平成24年 4月 1日から平成25年 3月31日まで

一般会計

(単位:円)

科 目	予算額	前年度予算額	増 減
I 事業活動収支の部			
1. 事業活動収入			
特定資産運用収入	[1,924,000]	[2,394,000]	[△ 470,000]
運営特別基金利息収入	1,712,000	2,068,000	△ 356,000
運営基盤強化基金利息収入	212,000	326,000	△ 114,000
会費収入	[12,284,000]	[12,374,000]	[△ 90,000]
会費収入	12,284,000	12,374,000	△ 90,000
雑収入	[31,000]	[30,000]	[1,000]
受取利息収入	31,000	30,000	1,000
事業活動収入計	14,239,000	14,798,000	△ 559,000
2. 事業活動支出			
基金・積立金等返戻支出	[50,000,000]	[0]	[50,000,000]
運営基盤強化基金返戻金支出	50,000,000	0	50,000,000
管理費支出	[34,726,000]	[17,964,500]	[16,761,500]
役員報酬	1,803,000	1,400,000	403,000
給料手当	4,089,000	3,757,000	332,000
賃金	70,000	206,000	△ 136,000
退職給付費用	14,230,000	0	14,230,000
役員退任慰労金	40,000	153,000	△ 113,000
福利厚生費	3,171,000	2,719,000	452,000
会議費	850,000	850,000	0
旅費交通費	700,000	950,000	△ 250,000
通信運搬費	362,000	200,000	162,000
研修費	20,000	20,000	0
渉外費	350,000	350,000	0
消耗品費	250,000	250,000	0
修繕費	20,000	20,000	0
印刷製本費	532,000	350,000	182,000
図書資料費	1,052,000	200,000	852,000
光熱水料	350,000	350,000	0
賃借料	4,247,000	3,600,000	647,000
保守料	500,000	500,000	0
租税公課	80,000	80,000	0
負担金支出	1,151,000	1,151,000	0
委託費	450,000	450,000	0
雑費	300,000	300,000	0
システム導入費	32,000	31,500	500
褒賞・奨励費	77,000	77,000	0
事業会計へ繰入金支出	[212,000]	[326,000]	[△ 114,000]
基盤強化基金利息を繰入金支出	212,000	326,000	△ 114,000
普通財産への繰入金支出	[1,712,000]	[2,109,000]	[△ 397,000]
事業活動支出計	86,650,000	20,399,500	66,250,500
事業活動収支差額	△ 72,411,000	△ 5,601,500	△ 66,809,500
II 投資活動収支の部			
1. 投資活動収入			
特定預金取崩収入	[99,445,000]	[32,349,000]	[67,096,000]
運営基盤強化基金預金取崩収入	50,000,000	21,530,000	28,470,000
運営特別基金預金取崩収入	765,000	819,000	△ 54,000
運営特別基金引当預金取崩収入	34,450,000	10,000,000	24,450,000
退職給付引当預金取崩収入	14,230,000	0	14,230,000
投資活動収入計	99,445,000	32,349,000	67,096,000
2. 投資活動支出			
特定資産取得支出	[37,629,000]	[35,252,000]	[2,377,000]
運営基盤強化基金預金取得支出	0	21,530,000	△ 21,530,000

収支予算書(案)

平成24年 4月 1日から平成25年 3月31日まで

一般会計

(単位:円)

科 目	予算額	前年度予算額	増 減
運営特別基金預金取得支出	765,000	778,000	△ 13,000
運営特別引当預金取得支出	34,450,000	10,000,000	24,450,000
退職給付引当預金取得支出	2,414,000	2,944,000	△ 530,000
投資活動支出計	37,629,000	35,252,000	2,377,000
投資活動収支差額	61,816,000	△ 2,903,000	64,719,000
Ⅲ 財務活動収支の部			
1. 財務活動収入			
財務活動収入計	0	0	0
2. 財務活動支出			
財務活動支出計	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0
当期収支差額	△ 10,595,000	△ 8,504,500	△ 2,090,500
前期繰越収支差額	82,979,332	91,483,832	△ 8,504,500
次期繰越収支差額	72,384,332	82,979,332	△ 10,595,000

収支予算書(案)

平成24年 4月 1日から平成25年 3月31日まで

事業会計

(単位:円)

科 目	予算額	前年度予算額	増 減
I 事業活動収支の部			
1. 事業活動収入			
事業収入	[68,571,000]	[70,611,500]	[△ 2,040,500]
県委託金収入	1,892,000	1,892,000	0
団体委託金収入	1,712,000	4,147,200	△ 2,435,200
登録事業収入	9,710,000	9,710,000	0
衛生指導事業収入	48,641,000	48,641,000	0
書籍等販売収入	10,000	20,000	△ 10,000
管理受託金収入	500,000	500,000	0
登録認定業務収入	260,000	260,000	0
マル緊事業手数料収入	4,497,000	3,833,700	663,300
肉用子牛事業手数料収入	792,000	868,000	△ 76,000
養豚経営安定対策委託事業(機構周知)収入	423,000	739,600	△ 316,600
養豚事業負担金収入	134,000	0	134,000
補助金等収入	[78,058,000]	[80,035,900]	[△ 1,977,900]
国補助金収入	18,017,000	20,656,000	△ 2,639,000
県補助金収入	25,628,000	25,473,100	154,900
地方競馬全国協会補助金	9,156,000	9,156,000	0
中央畜産会補助金	3,633,000	3,633,000	0
農畜産業振興機構補助金	21,624,000	21,117,800	506,200
負担金収入	[0]	[134,000]	[△ 134,000]
負担金収入	0	134,000	△ 134,000
雑収入	[420,000]	[678,000]	[△ 258,000]
受取利息収入	17,000	25,000	△ 8,000
雑収入	262,000	512,000	△ 250,000
受取配当金収入	141,000	141,000	0
一般会計からの繰入金収入	[212,000]	[326,000]	[△ 114,000]
基盤強化基金利息を繰入金収入	212,000	326,000	△ 114,000
運営特別基金からの繰入金収入	[1,712,000]	[2,109,000]	[△ 397,000]
運営特別基金利息からの繰入金収入	1,712,000	2,109,000	△ 397,000
事業活動収入計	148,973,000	153,894,400	△ 4,921,400
2. 事業活動支出			
事業費支出	[147,568,000]	[155,010,000]	[△ 7,442,000]
役員報酬	6,400,000	7,087,700	△ 687,700
給料手当	48,382,000	50,476,200	△ 2,094,200
福利厚生費	5,710,000	6,486,900	△ 776,900
貸付金	3,308,200	4,119,100	△ 810,900
役員業務費	650,000	654,700	△ 4,700
会議費	812,000	946,500	△ 134,500
旅費	3,291,000	3,607,200	△ 316,200
通信費	2,289,400	2,621,300	△ 331,900
材料費	47,481,000	47,481,600	△ 600
消耗品費	366,000	266,000	100,000
印刷製本費	809,400	872,800	△ 63,400
印賃	1,384,000	1,743,000	△ 359,000
保険料	1,753,000	2,502,300	△ 749,300
保守料	51,000	51,000	0
図書資料費	45,000	45,000	0
諸謝料	15,000	867,000	△ 852,000
租税公課	30,000	180,000	△ 150,000
上部団体納付金	1,093,000	1,496,100	△ 403,100
負担金	3,675,000	3,768,000	△ 93,000
書籍仕入	30,000	37,000	△ 7,000
仕入	8,000	10,000	△ 2,000

収支予算書(案)

平成24年 4月 1日から平成25年 3月31日まで

事業会計

(単位:円)

科 目	予算額	前年度予算額	増 減
助 成 金 支 出	886,000	999,100	△ 113,100
補 助 金 支 出	14,939,000	13,953,500	985,500
調 査 委 託 集 計 費	0	378,000	△ 378,000
委 託 費	1,133,000	1,207,200	△ 74,200
渉 外 費	21,000	27,000	△ 6,000
個 体 識 別 等 技 術 料	2,942,000	3,048,800	△ 106,800
光 熱 水 料 費	44,000	55,000	△ 11,000
雑 費	20,000	22,000	△ 2,000
事業活動支出計	147,568,000	155,010,000	△ 7,442,000
事業活動収支差額	1,405,000	△ 1,115,600	2,520,600
II 投資活動収支の部			
1. 投資活動収入			
特 定 預 金 取 崩 収 入	[2,500,000]	[2,859,000]	[△ 359,000]
減 価 償 却 引 当 預 金 取 崩 収 入	0	2,859,000	△ 2,859,000
事 故 補 償 引 当 預 金 取 崩 収 入	2,500,000	0	2,500,000
出 資 金 回 収 収 入	[60,000]	[60,000]	[0]
回 転 出 資 金 回 収 収 入	60,000	60,000	0
投資活動収入計	2,560,000	2,919,000	△ 359,000
2. 投資活動支出			
固 定 資 産 取 得 支 出	[40,000]	[40,000]	[0]
回 転 出 資 金 取 得 支 出	40,000	40,000	0
投資活動支出計	40,000	40,000	0
投資活動収支差額	2,520,000	2,879,000	△ 359,000
III 財務活動収支の部			
1. 財務活動収入			
互 助 基 金 預 り 金 収 入	[10,557,000]	[5,512,300]	[5,044,700]
家 畜 防 疫 互 助 基 金 預 り 金 収 入	10,557,000	5,512,300	5,044,700
互 助 基 金 預 り 金 返 戻 金 収 入	[5,473,000]	[0]	[5,473,000]
家 畜 防 疫 互 助 基 金 預 り 金 返 戻 金 収 入	5,473,000	0	5,473,000
財務活動収入計	16,030,000	5,512,300	10,517,700
2. 財務活動支出			
互 助 基 金 預 り 金 支 出	[10,557,000]	[5,512,300]	[5,044,700]
家 畜 防 疫 互 助 基 金 預 り 金 支 出	10,557,000	5,512,300	5,044,700
互 助 基 金 預 り 金 等 返 戻 支 出	[5,473,000]	[0]	[5,473,000]
家 畜 防 疫 互 助 基 金 預 り 金 返 戻 支 出	5,473,000	0	5,473,000
財務活動支出計	16,030,000	5,512,300	10,517,700
財務活動収支差額	0	0	0
当期収支差額	3,925,000	1,763,400	2,161,600
前期繰越収支差額	27,683,933	25,920,533	1,763,400
次期繰越収支差額	31,608,933	27,683,933	3,925,000

収支予算書(案)

平成24年 4月 1日から平成25年 3月31日まで

基金会計

(単位:円)

科 目	予算額	前年度予算額	増 減
I 事業活動収支の部			
1. 事業活動収入			
基金その他収入	[170,000]	[169,300]	[700]
基金(肥育安定基金)受取利息収入	135,000	129,100	5,900
機構受取利息(肉豚基金)	0	1,100	△ 1,100
県受取利息収入	15,000	19,000	△ 4,000
生産者受取利息収入	5,000	11,100	△ 6,100
基金受取利息収入	15,000	9,000	6,000
雑収入	[0]	[1,000]	[△ 1,000]
受取利息収入	0	1,000	△ 1,000
基金補助金収入	[608,788,000]	[673,846,100]	[△ 65,058,100]
機構生産者積立金補助金収入	11,398,000	11,991,000	△ 593,000
肥育安定基金設置補助金収入	597,390,000	653,012,400	△ 55,622,400
養豚地域基金機構補助金収入	0	8,842,700	△ 8,842,700
補給金収入	[29,301,000]	[32,406,000]	[△ 3,105,000]
機構生産者補給交付金収入	29,301,000	32,406,000	△ 3,105,000
積立金収入	[199,193,000]	[226,578,500]	[△ 27,385,500]
生産者積立金収入(肉豚)	0	8,842,700	△ 8,842,700
生産者積立金収入(子牛)	63,000	65,000	△ 2,000
肥育安定基金生産者積立金収入	199,130,000	217,670,800	△ 18,540,800
繰入金収入	[11,335,000]	[11,925,000]	[△ 590,000]
生産者積立準備金より繰入金収入	5,636,000	5,930,000	△ 294,000
県生産者積立準備金より繰入金収入	5,699,000	5,995,000	△ 296,000
事業活動収入計	848,787,000	944,925,900	△ 96,138,900
2. 事業活動支出			
事業費支出	[0]	[130,200]	[△ 130,200]
給料手当	0	50,000	△ 50,000
旅費交通費	0	69,200	△ 69,200
通信運搬費	0	7,000	△ 7,000
消耗品費	0	4,000	△ 4,000
基金補助事業費支出	[1,034,721,000]	[786,771,400]	[247,949,600]
生産者補給金支出	120,000	134,000	△ 14,000
機構生産者補給金支出	29,301,000	32,406,000	△ 3,105,000
養豚補てん金支出	0	12,510,500	△ 12,510,500
肥育安定基金生産者補てん金支出	1,005,300,000	739,720,900	265,579,100
優良繁殖雌牛更新促進事業基金補助金支出	0	2,000,000	△ 2,000,000
基金・積立金等返戻支出	[0]	[35,270,600]	[△ 35,270,600]
養豚地域基金返戻支出	0	32,398,400	△ 32,398,400
優良繁殖雌牛更新促進事業基金返戻支出	0	2,872,200	△ 2,872,200
繰入金支出	[11,335,000]	[11,925,000]	[△ 590,000]
生産者積立金繰入金支出	5,636,000	5,930,000	△ 294,000
県生産者積立金繰入金支出	5,699,000	5,995,000	△ 296,000
事業活動支出計	1,046,056,000	834,097,200	211,958,800
事業活動収支差額	△ 197,269,000	110,828,700	△ 308,097,700
II 投資活動収支の部			
1. 投資活動収入			
積立金預金取崩収入	[1,016,755,000]	[801,688,900]	[215,066,100]
生産者積立預金取崩収入	120,000	134,000	△ 14,000
生産者積立準備預金取崩収入	11,335,000	11,925,000	△ 590,000
養豚地域基金取崩収入	0	44,906,600	△ 44,906,600
肥育安定基金預金取崩収入	1,005,300,000	739,720,900	265,579,100
優良繁殖雌牛更新促進事業基金取崩収入	0	5,002,400	△ 5,002,400
投資活動収入計	1,016,755,000	801,688,900	215,066,100
2. 投資活動支出			

収支予算書(案)

平成24年 4月 1日から平成25年 3月31日まで

基金会計

(単位:円)

科 目	予算額	前年度予算額	増 減
積 立 預 金 支 出	[819,486,000]	[912,517,600]	[△ 93,031,600]
生産者積立預金支出	22,809,000	23,988,000	△ 1,179,000
生産者積立準備金預金支出	20,000	29,000	△ 9,000
特別の積立預金支出	1,000	1,000	0
償還円滑化積立預金支出	1,000	1,000	0
肥育安定基金預り金預金支出	796,655,000	870,812,300	△ 74,157,300
養豚地域基金預金支出	0	17,685,300	△ 17,685,300
優良繁殖雌牛更新促進事業基金預金支出	0	1,000	△ 1,000
投資活動支出計	819,486,000	912,517,600	△ 93,031,600
投資活動収支差額	197,269,000	△ 110,828,700	308,097,700
Ⅲ 財務活動収支の部			
1. 財務活動収入			
財務活動収入計	0	0	0
2. 財務活動支出			
財務活動支出計	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0
当期収支差額	0	0	0
前期繰越収支差額	0	0	0
次期繰越収支差額	0	0	0

収支予算書(案)

(正味財産増減計算方式)

平成24年 4月 1日から平成25年 3月31日まで

(単位:円)

科 目	予算額	前年度予算額	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
特定資産運用益	[2,094,000]	[2,563,300]	[△ 469,300]
運営特別基金利息	1,712,000	2,068,000	△ 356,000
運営基盤強化基金利息	212,000	326,000	△ 114,000
基金(肥育安定基金)受取利息収入	135,000	129,100	5,900
機構受取利息(肉豚基金)	0	1,100	△ 1,100
県受取利息	15,000	19,000	△ 4,000
生産者受取利息	5,000	11,100	△ 6,100
基金受取利息	15,000	9,000	6,000
受取会費	[12,284,000]	[12,374,000]	[△ 90,000]
受取会費	12,284,000	12,374,000	△ 90,000
事業収益	[68,571,000]	[70,745,500]	[△ 2,174,500]
県委託金収益	1,892,000	1,892,000	0
団体委託金収益	1,712,000	4,147,200	△ 2,435,200
登録事業収益	9,710,000	9,710,000	0
衛生指導事業収益	48,641,000	48,641,000	0
書籍等販売収益	10,000	20,000	△ 10,000
管理受託金収益	500,000	500,000	0
登録認定業務収益	260,000	260,000	0
マル緊事業手数料収益	4,497,000	3,833,700	663,300
肉用子牛事業手数料収益	792,000	868,000	△ 76,000
養豚経営安定対策委託事業(機構周知)収益	423,000	739,600	△ 316,600
養豚事業負担金収益	134,000	134,000	0
受取補助金等	[716,147,000]	[786,556,000]	[△ 70,409,000]
受取国補助金	18,017,000	20,656,000	△ 2,639,000
受取県補助金	25,628,000	25,473,100	154,900
受取地方競馬全国協会補助金	9,156,000	9,156,000	0
受取中央畜産会補助金	3,633,000	3,633,000	0
受取農畜産業振興機構補助金	21,624,000	21,117,800	506,200
受取機構生産者積立金補助金	11,398,000	11,991,000	△ 593,000
受取肥育安定基金設置補助金	597,390,000	653,012,400	△ 55,622,400
受取養豚地域基金機構補助金	0	8,842,700	△ 8,842,700
受取機構生産者補給交付金	29,301,000	32,406,000	△ 3,105,000
雑収益	[451,000]	[709,000]	[△ 258,000]
受取利息	48,000	56,000	△ 8,000
雑収益	262,000	512,000	△ 250,000
受取配当金	141,000	141,000	0
受取積立金	[199,193,000]	[226,578,500]	[△ 27,385,500]
受取生産者積立金(肉豚)	0	8,842,700	△ 8,842,700
受取生産者積立金(子牛)	63,000	65,000	△ 2,000
受取肥育安定基金生産者積立金	199,130,000	217,670,800	△ 18,540,800
特定預金取崩	[99,445,000]	[32,349,000]	[67,096,000]
運営基盤強化基金預金取崩額	50,000,000	21,530,000	28,470,000
運営特別基金預金取崩額	765,000	819,000	△ 54,000
運営特別基金引当預金取崩額	34,450,000	10,000,000	24,450,000
退職給付引当預金取崩額	14,230,000	0	14,230,000

科 目	予算額	前年度予算額	増 減
基金取崩額	[1,016,755,000]	[801,688,900]	[215,066,100]
生産者積立金取崩額	120,000	134,000	△ 14,000
生産者積立準備金取崩額	11,335,000	11,925,000	△ 590,000
養豚地域基金取崩額	0	44,906,600	△ 44,906,600
肥育安定基金取崩収額	1,005,300,000	739,720,900	265,579,100
優良繁殖雌牛更新促進事業基金取崩額	0	5,002,400	△ 5,002,400
經常収益計	2,114,940,000	1,933,564,200	181,375,800
(2) 經常費用			
事業費	[1,232,408,196]	[976,279,605]	[256,128,591]
役員報酬	6,400,000	7,087,700	△ 687,700
給料手当	48,382,000	50,526,200	△ 2,144,200
福利厚生費	5,710,000	6,486,900	△ 776,900
賃金	3,308,200	4,119,100	△ 810,900
役務費	650,000	654,700	△ 4,700
会議費	812,000	946,500	△ 134,500
旅費交通費	3,291,000	3,676,400	△ 385,400
通信運搬費	2,289,400	2,628,300	△ 338,900
材料費・技術料	47,481,000	47,481,600	△ 600
研修費	366,000	266,000	100,000
消耗品費	809,400	876,800	△ 67,400
印刷製本費	1,384,000	1,743,000	△ 359,000
賃借料	1,753,000	2,502,300	△ 749,300
保険料	51,000	51,000	0
保守料	45,000	45,000	0
図書資料費	15,000	867,000	△ 852,000
諸謝金	30,000	180,000	△ 150,000
租税公課	1,093,000	1,496,100	△ 403,100
上部団体納付金	3,675,000	3,768,000	△ 93,000
負担金支出	30,000	37,000	△ 7,000
書籍仕入	8,000	10,000	△ 2,000
助成金支出	886,000	999,100	△ 113,100
補助金支出	14,939,000	13,953,500	985,500
調査委託集計費	0	378,000	△ 378,000
委託費	1,133,000	1,207,200	△ 74,200
渉外費	21,000	27,000	△ 6,000
個体識別等技術料	2,942,000	3,048,800	△ 106,800
光熱水料費	44,000	55,000	△ 11,000
雑費	20,000	22,000	△ 2,000
期首棚卸額	2,646,040	1,472,210	1,173,830
期末棚卸額	△ 2,646,040	△ 2,646,040	0
減価償却費	119,196	271,235	△ 152,039
生産者補給金	120,000	134,000	△ 14,000
機構生産者補給金	29,301,000	32,406,000	△ 3,105,000
養豚補てん金	0	12,510,500	△ 12,510,500
肥育安定基金生産者補てん金	1,005,300,000	739,720,900	265,579,100
優良繁殖雌牛更新促進事業基金補助金	0	2,000,000	△ 2,000,000
運営基盤強化基金返戻金	50,000,000	0	50,000,000
養豚地域基金返戻	0	32,398,400	△ 32,398,400
優良繁殖雌牛更新促進事業基金返戻	0	2,872,200	△ 2,872,200
管理費支出	[37,140,000]	[20,908,500]	[16,231,500]
役員報酬	1,803,000	1,400,000	403,000

科 目	予算額	前年度予算額	増 減
給 料 手 当	4,089,000	3,757,000	332,000
賃 金	70,000	206,000	△ 136,000
退 職 金	14,230,000	0	14,230,000
退 職 給 付 費 用	2,414,000	2,944,000	△ 530,000
役 員 退 任 慰 勞 金	40,000	153,000	△ 113,000
福 利 厚 生 費	3,171,000	2,719,000	452,000
会 議 費	850,000	850,000	0
旅 費 交 通 費	700,000	950,000	△ 250,000
通 信 運 搬 費	362,000	200,000	162,000
研 修 費	20,000	20,000	0
渉 外 費	350,000	350,000	0
消 耗 品 費	250,000	250,000	0
修 繕 費	20,000	20,000	0
印 刷 製 本 費	532,000	350,000	182,000
図 書 資 料 費	1,052,000	200,000	852,000
光 熱 水 料 費	350,000	350,000	0
賃 借 料 費	4,247,000	3,600,000	647,000
保 守 料	500,000	500,000	0
租 税 公 課	80,000	80,000	0
負 担 金 支 出 費	1,151,000	1,151,000	0
委 託 費	450,000	450,000	0
雜 費	300,000	300,000	0
シ ス テ ム 導 入 費	32,000	31,500	500
褒 賞 ・ 奨 励 費	77,000	77,000	0
特 定 資 産 繰 入 額	[854,701,000]	[944,825,600]	[△ 90,124,600]
運 営 基 盤 強 化 基 金 繰 入 額	0	21,530,000	△ 21,530,000
運 営 特 別 基 金 繰 入 額	765,000	778,000	△ 13,000
運 営 特 別 引 当 金 繰 入 額	34,450,000	10,000,000	24,450,000
生 産 者 積 立 金 繰 入 額	22,809,000	23,988,000	△ 1,179,000
生 産 者 積 立 準 備 金 繰 入 額	20,000	29,000	△ 9,000
特 別 の 積 立 金 繰 入 額	1,000	1,000	0
償 還 円 滑 化 積 立 金 繰 入 額	1,000	1,000	0
肥 育 安 定 基 金 預 り 金 繰 入 額	796,655,000	870,812,300	△ 74,157,300
養 豚 地 域 基 金 繰 入 額	0	17,685,300	△ 17,685,300
優 良 繁 殖 雌 牛 更 新 促 進 事 業 基 金 繰 入 額	0	1,000	△ 1,000
経 常 費 用 計	2,124,249,196	1,942,013,705	182,235,491
当 期 経 常 増 減 額	△ 9,309,196	△ 8,449,505	△ 859,691
2. 経 常 外 増 減 の 部			
(1) 経 常 外 収 益	0	0	0
(2) 経 常 外 費 用	0	0	0
当 期 経 常 外 増 減 額	0	0	0
当 期 一 般 正 味 財 産 増 減 額	△ 9,309,196	△ 8,449,505	△ 859,691

平成24年度会費賦課（案）

（単位：円）

団 体 名	賦 課 金 額
福岡県農業協同組合中央会	1,250,000
全国農業協同組合連合会 福岡県本部	2,500,000
ふくおか県酪農業協同組合	1,250,000
社団法人 福岡県獣医師会	547,000
福岡県畜産農業協同組合	270,000
福岡県養鶏農業協同組合	70,000
福岡県養鶏協会	50,000
社団法人 福岡県配合飼料価格安定基金協会	80,000
社団法人 福岡県牛乳協会	130,000
福岡県養蜂組合	200,000
福岡県農業共済組合連合会 福岡県本部	50,000
福岡県信用農業協同組合連合会	43,000
全国共済農業協同組合連合会	43,000
福岡県動物薬品器材協会	100,000
福岡県家畜人工授精師協会	29,000
福岡市農業協同組合	114,000
筑紫農業協同組合	95,000
粕屋農業協同組合	209,000
糸島農業協同組合	217,000
筑前あさくら農業協同組合	240,000
みい農業協同組合	194,000
北九州農業協同組合	92,000
福岡嘉穂農業協同組合	122,000
直鞍農業協同組合	106,000
田川農業協同組合	92,000
柳川農業協同組合	88,000
福岡八女農業協同組合	194,000
三潞町農業協同組合	88,000
南筑後農業協同組合	107,000
吉井町養豚組合	40,000
福岡市東部農業協同組合	19,000
宗像農業協同組合	19,000
久留米市農業協同組合	19,000
にじ農業協同組合	19,000
福岡大城農業協同組合	19,000
福岡みやこ農業協同組合	19,000
小 計	8,724,000

(単位：円)

団体名	均等割	特別割	賦課金額	団体名	均等割	特別割	賦課金額
福岡市	40,000	90,000	130,000	鞍手町	40,000	30,000	70,000
筑紫野市	40,000	60,000	100,000	宮若市	40,000	40,000	80,000
那珂川町	40,000	10,000	50,000	田川市	40,000	80,000	120,000
須恵町	40,000	10,000	50,000	川崎町	40,000	10,000	50,000
粕屋町	40,000	0	40,000	福智町	40,000	10,000	50,000
宗像市	40,000	90,000	130,000	大任町	40,000	0	40,000
福津市	40,000	60,000	100,000	赤村	40,000	30,000	70,000
糸島市	40,000	90,000	130,000	大牟田市	40,000	50,000	90,000
久留米市	40,000	90,000	130,000	筑後市	40,000	60,000	100,000
小郡市	40,000	50,000	90,000	柳川市	40,000	50,000	90,000
朝倉市	40,000	90,000	130,000	八女市	40,000	90,000	130,000
筑前町	40,000	90,000	130,000	広川町	40,000	40,000	80,000
東峰村	40,000	0	40,000	大川市	40,000	10,000	50,000
うきは市	40,000	50,000	90,000	大木町	40,000	30,000	70,000
大刀洗町	40,000	20,000	60,000	みやま市	40,000	60,000	100,000
北九州市	40,000	60,000	100,000	行橋市	40,000	20,000	60,000
岡垣町	40,000	20,000	60,000	豊前市	40,000	60,000	100,000
嘉麻市	40,000	80,000	120,000	苅田町	40,000	0	40,000
飯塚市	40,000	90,000	130,000	みやこ町	40,000	60,000	100,000
直方市	40,000	40,000	80,000	築上町	40,000	20,000	60,000
小竹町	40,000	30,000	70,000	上毛町	40,000	10,000	50,000
小計							3,560,000
合計							12,284,000

徴収時期 平成24年6月30日までとしたい

基金抛出一覧

(単位：円)

団体名	運営特別基金	運営基盤強化基金
福岡県農業協同組合中央会	350,000	60,000
全国農業協同組合連合会 福岡県本部	11,000,000	2,330,000
ふくおか県酪農業協同組合	4,200,000	1,870,000
社団法人 福岡県獣医師会	0	2,150,000
福岡県畜産農業協同組合	3,800,000	180,000
福岡県養鶏農業協同組合	0	130,000
福岡県養鶏協会	0	60,000
社団法人 福岡県配合飼料価格安定基金協会	1,100,000	0
福岡県農業共済組合連合会	0	250,000
福岡県信用農業協同組合連合会	4,950,000	1,140,000
全国共済農業組合連合会 福岡県本部	3,600,000	1,140,000
福岡県動物薬品器材協会	0	1,250,000
福岡県家畜人工授精師協会	0	60,000
福岡市農業協同組合	0	210,000
筑紫農業協同組合	4,150,000	110,000
粕屋農業協同組合	2,350,000	210,000
糸島農業協同組合	1,300,000	240,000
筑前あさくら農業協同組合	3,400,000	490,000
みい農業協同組合	1,350,000	270,000
北九州農業協同組合	2,250,000	220,000
福岡嘉穂農業協同組合	2,050,000	320,000
直鞍農業協同組合	2,450,000	290,000
柳川農業協同組合	0	120,000
福岡八女農業協同組合	3,800,000	360,000
三潴町農業協同組合	1,450,000	360,000
南筑後農業協同組合	0	140,000
福岡市東部農業協同組合	0	100,000
宗像農業協同組合	100,000	160,000
久留米市農業協同組合	0	140,000
にじ農業協同組合	1,550,000	270,000
田川農業協同組合	650,000	210,000
福岡大城農業協同組合	0	100,000
福岡みやこ農業協同組合	0	40,000
福岡豊築農業協同組合	0	100,000

(単位：円)

団体名	運営特別基金	運営基盤強化基金
福岡市	0	520,000
筑紫野市	600,000	140,000
春日市	0	40,000
大野城市	0	50,000
宗像市	1,500,000	310,000
太宰府市	0	50,000
糸島市	300,000	470,000
古賀市	0	60,000
福津市	0	130,000
那珂川町	0	70,000
宇美町	0	90,000
篠栗町	150,000	60,000
志免町	0	40,000
須恵町	0	70,000
新宮町	0	90,000
久山町	0	80,000
粕屋町	0	50,000
久留米市	350,000	800,000
朝倉市	500,000	520,000
小郡市	150,000	160,000
筑前町	0	300,000
東峰村	0	90,000
うきは市	150,000	200,000
大刀洗町	0	90,000
北九州市	150,000	260,000
中間市	0	40,000
芦屋町	0	60,000
水巻町	0	50,000
岡垣町	0	90,000
遠賀町	0	50,000
直方市	0	110,000
飯塚市	350,000	600,000
田川市	0	190,000
嘉麻市	0	320,000
宮若市	0	160,000
小竹町	0	60,000
鞍手町	300,000	140,000
桂川町	0	80,000
香春町	0	50,000
添田町	0	50,000
福智町	0	180,000

(単位：円)

団体名	運営特別基金	運営基盤強化基金
糸田町	0	50,000
川崎町	0	60,000
大任町	0	90,000
赤村	0	60,000
大牟田市	0	110,000
柳川市	0	190,000
八女市	650,000	530,000
筑後市	150,000	250,000
大川市	0	80,000
大木町	0	60,000
広川町	0	70,000
みやま市	0	170,000
行橋市	0	130,000
豊前市	0	110,000
苅田町	0	50,000
みやこ町	0	220,000
築上町	0	130,000
吉富町	0	40,000
上毛町	0	110,000
農畜産業振興機構	108,900,000	50,000,000
全国肉用子牛価格安定基金協会	5,000,000	0
福岡県	55,000,000	25,000,000
自己資金（福岡県畜産協会）	18,450,000	1,050,000
合計	248,500,000	100,610,000

第2号議案

資金預入銀行指定承認に関する件

平成24年度資金預入銀行を下記のように承認を求めます。

記

福岡県信用農業協同組合連合会、農林中央金庫、福岡銀行、西日本シティ銀行、福岡市農業協同組合、三菱UFJ信託銀行、三井住友信託銀行、大和証券株式会社、SMBC日興証券株式会社、野村証券株式会社、みずほインベスターズ証券株式会社を指定したいので承認を求めます。

第3号議案

運用資金借入最高限度額並びに借入先金融機関決定承認に関する件

平成24年度資金借入最高限度額並びに借入先金融機関を下記のように定めたいので承認を求めます。

記

1 肉用子牛生産者積立金に係る借入金

最高限度額	運営特別基金額	2億4,850万円
	[業務規程第12条第2項のただし書きの規定に基づき、生産者積立金融資事業資金貸付規程（昭和62年3月25日付け基全協第279号）第4条第1項のただし書きに基づく貸付限度額を限度とする。]	
	ただし、既に借入残高があるときは、当該借入金残高の額を控除した額とする。	
借入先	（社）全国肉用牛振興基金協会	
	ただし、上記の借入金について、借入時期及び借入金額については会長に一任願いたい。	

第4号議案

公益社団法人への移行認定に関する件

別紙のとおり承認を求めます。

第 4 号議案

公益社団法人への移行認定に関する件

- 1 公益社団法人への移行に向けた基本方針（案）
 - ・ 特例民法法人は、平成 25 年 11 月末までに、公益法人または一般法人のいずれかに移行しなければならない。
 - ・ 公益法人は、利子課税等の免除など税制が優遇されており、効率的な運営が期待できる。
 - ・ 公益法人は、一定の認定基準が定められており、また、行政庁の監督も引き続き受けるなど制約も多くなるが、一般法人に比べて格段の社会的信用を得ることとなる。
 - ・ 最近の特例民法法人を含む公益法人・一般法人を、国の一部の公募事業から排除するなどの動きも一部あるものの、上記のような利点を考慮すると、協会の設立の目的を着実に実行するため、公益社団法人への移行を目指すこととする。

- 2 新公益法人制度移行に伴う公益法人と一般法人の比較

	公益社団法人	一般社団法人（非営利型）
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般に社会的信用（＝ブランド力）がある。 ・ 寄付を受けやすく、税務上も大変優遇されている。 ・ 事業運営にも組織形態にも認定基準を満たすための制約がある。 ・ 行政庁からの監督はされ続ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般に、公益社団法人よりはブランド力は低下する。 ・ 公益法人のような税務上の優遇措置は少ない。 ・ 原則として事業運営も組織形態も自由に行うことが可能。 ・ 公益目的支出計画の達成後は行政庁の監督は無くなる（計画達成まではこれまでとほぼ同様の監督をされる）。
手続	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総会の開催は、2 週間前までに議決権を有する会員への通知及び総会資料の送付が必要 	
手続	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎事業年度開始の前日までに実施計画、収支予算書等を行政庁へ提出 ・ 毎事業年度終了 3 ヶ月以内に、公益目的事業と収益事業等を区分経理した計算書類等を行政庁へ提出。それにより認定基準に適合しているか確認される 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎事業年度終了 3 ヶ月以内に、公益目的支出計画に沿った事業を実施していることを「公益目的支出計画実施報告」により、行政庁へ報告義務
	<p>【提出書類】</p> 計算書類等（貸借対照表及び損益計算書、事業報告、附属明細書等）、財産目録、役員等名簿、総会議事録等	※ 報告義務は公益目的支出計画終了まで

	公益社団法人	一般社団法人（非営利型）
税制	<ul style="list-style-type: none"> 当該法人に寄付した者及び法人に対して税制優遇措置が適用（寄付が集まりやすい） 	
	<ul style="list-style-type: none"> 法人税制上の収益事業に該当しても、公益目的事業と認定されれば非課税になる 	<ul style="list-style-type: none"> 法人税制上の収益事業から生じた所得についてのみ課税
	<ul style="list-style-type: none"> 収益事業の利益を公益目的事業に充当（最低50%充当義務）により、みなし寄付金の適用 	
	<ul style="list-style-type: none"> 法人登記に係る登録免許税は非課税 	<ul style="list-style-type: none"> 役員の変更は、10,000円/回 その他の変更は30,000円/回
	<ul style="list-style-type: none"> 金融資産の運用益（利子等）は非課税 	<ul style="list-style-type: none"> 金融資産の運用益（利子等）に20%の課税
事業	<ul style="list-style-type: none"> 公益目的事業の実施に要する適正な費用を償う額を超える収入を得てはならない 事業内容の変更や新規事業を追加しようとする場合は、公益認定等委員会の変更認定を受ける必要あり 公益目的事業比率50%以上を堅持する必要がある 	<ul style="list-style-type: none"> 公益目的支出計画の実施事業のみ制限あり（行政庁への報告等義務） 事業活動は自由
	<ul style="list-style-type: none"> 公益目的事業からの収入の50%以上を公益目的事業財産に繰り入れる必要がある ただし、経常的管理費や収益事業には使用できず 	
会計		<ul style="list-style-type: none"> 公益目的支出計画の作成と、それに基づく事業実施
	<ul style="list-style-type: none"> 遊休財産は1年分の公益目的事業費相当額以内 	<ul style="list-style-type: none"> 制限無し
	<ul style="list-style-type: none"> 公益認定を取り消された場合、公益目的取得財産残額を1ヶ月以内に他の類似の目的を持つ法人へ譲渡するか国又は地方公共団体へ納付 	
役員	<ul style="list-style-type: none"> 連座制の適用で公益認定の取り消し有り 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> 公益等認定委員会による定期的な立入検査 実施が確定した事業でないと、申請時に組み込めない 	<ul style="list-style-type: none"> 公益目的支出計画を実施中は、公益等認定委員会が監督

	公益社団法人	一般社団法人（非営利型）
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公益法人でなければ事業の実施に影響が出る法人 ・ 多額の寄付を受けて事業を行っている法人 ・ 他の団体の解散等に伴う寄附の受け皿となりえる法人 ・ 税務上の収益事業で多額の課税所得が発生している法人 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自由な事業展開を行いたい法人（会社に準ずる） ・ 小規模な法人で複雑な機関設計をしたくない法人
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小規模な法人で機関等の整備がされていない法人（複雑で高度な書類の提出義務と頗格な機関運営） ・ 公益認定の基準の達成が微妙であり、公益認定を取り消されるおそれのある法人 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 課税所得が発生する法人 ・ 事業の実施条件が「公益法人」となっているなど、公益認定を受けられないと事業を行えない法人

公益認定申請までのスケジュール（案）

時 期	事 項	内 容
平成21年3月	理事会	報 告 事 項 特例民法法人の移行認定について
平成23年6月	理事会	第5号議案 公益法人改革に向けた対応について
		理事会で承認を得た方針をもとに、県農林水産部畜産課及び県総務部行政経営企画課等と定款等の内容を検討。
平成24年3月	理事会 臨時総会	【提出議案等】 ・公益社団法人への移行認定について ・定款変更案の承認について
		理事会で承認を得た方針をもとに、県農林水産部畜産課及び県総務部行政経営企画課等と定款、申請書類等の内容を精査。
平成24年6月	理事会 通常総会	【提出議案等】 ・公益認定申請について ①申請書類主要事項 ②役員を選任等
		理事会で承認を得た方針をもとに、県農林水産部畜産課及び県総務部行政経営企画課等と定款、申請書類等の内容を精査。
平成24年7月 (見込み)	公益認定申請	行政庁へ公益認定申請書及び添付書類を提出
		県農林水産部畜産課及び県総務部行政経営企画課等への説明。
平成25年3月		公益法人として行政庁の認定
平成25年3月	理事会 臨時総会	【提出議案等】 ・事業計画及び収支予算案など ・公益社団法人への移行について ・社団法人福岡県畜産協会解散 (3月31日)
平成25年4月 (見込み)		公益社団法人福岡県畜産協会の設立 (4月1日)
平成25年4月		解散・設立登記(認定後2週間以内)

(注) 理事会及び臨時総会を必要に応じて追加開催する。

第5号議案

定款変更（案）承認に関する件

（付帯決議）

この臨時総会において議決された事項で関係行政庁から変更又は修正の指示を受けたとき、これに基づく修正は基本的事項について、変更のない限り会長に一任する。

別紙のとおり承認を求めます。

（別 紙）

社団法人福岡県畜産協会 定款 新旧対照表

公益社団法人福岡県畜産協会定款（変更案一抜粋）

第3条（目的） 協会は、畜産業を営む者及びその組織する団体の経営・運営の指導、家畜の飼養管理及び保健衛生に関する技術指導、肉用子牛生産者補給金の交付等の事業を推進して、畜産振興に寄与し、もって国民への安全で安心な畜産物の安定的提供に寄与することを目的とする。

第4条（事業） 協会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 畜産経営、畜産技術に関する支援及び指導
- (2) 家畜伝染性疾病の予防措置及び衛生指導を通じ、安全・安心な畜産物の生産に関する事業
- (3) 畜産経営の収益性が悪化したときに補てん金を交付する事業
- (4) 肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号）に基づく生産者補給金の交付に関する事業
- (5) 畜産物の生産、流通、消費に関する調査及び研究
- (6) 畜産関係者や消費者等に対する畜産物に関する情報の提供・普及啓発及び理解醸成
- (7) 畜産に関する指導員の教育及び養成
- (8) 家畜の登録及び改良
- (9) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）に基づいて行う生産行程管理者の認定
- (10) その他本協会の目的を達成するために必要な事業

第5条（法人の構成員） 協会の会員は次の2種類とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）（以下「法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 協会の目的に賛同して入会した団体及び個人
- (2) 賛助会員 協会の事業を賛助する目的で入会した団体及び個人

第11条（構成） 総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。
- 3 賛助会員は、総会に出席して意見を述べることができる。

第12条（権限） 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 会費の額及びその徴収方法の承認
- (8) 事業計画及び収支予算書の承認
- (9) 借入金の最高限度額の決定
- (10) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

第13条（開催） 総会は、定時総会として毎年度6月に1回開催するほか、3月及び必要がある場合に臨時総会を開催する。

第17条（決議） 総会の決議は、総正会員の過半数の会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

第19条（役員の設置） 協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 16名以上18名以内
- (2) 監事 2名以上3名以内
 - 2 理事のうち会長は1名、副会長は2名以上3名以内、専務理事は1名とする。
 - 3 前項の会長をもって法人法上に定める代表理事とし、専務理事を法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

第23条（役員の任期） 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

第25条（役員の報酬等） 役員は、無報酬とする。ただし、会長、副会長及び常勤の役員に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第27条（構成） 協会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

第28条（権限） 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 総会の招集及び総会附議事項の決定
- (2) 諸規程の制定及び改廃
- (3) 前2号のほか協会の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 会長、副会長、専務理事の選定及び解職
- (6) その他理事会において必要と認めた事項

第41条（公告の方法） 協会の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、福岡県において発行する西日本新聞に掲載する方法による。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 協会の初代の会長理事は〇〇〇〇、専務理事は〇〇〇〇とする。

3 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立登記を行ったときは、第33条の規定にかかわらず、解散の登記の前日を事業年度の末日とし、設立登記の日を事業年度の開始日とする。

第6号議案

役員退任慰労金（案）に関する件

下記案のとおり承認を求めます。

一金 150,000円

副会長2名